

団交拒否は不当労働行為

フルハーフ岡山の県労委救済命令取消訴訟棄却

5月22日、岡山地裁はフルハーフ岡山(株)が岡山地域労組に行った団体交渉拒否を岡山県労委が不当労働行為と認定して出した救済命令の取消を求めた裁判で、その請求を棄却する判決を言い渡しました。

職場復帰と解雇の団体交渉を拒否した会社は、あくまでも正当化しようと命令取消訴訟を提訴しましたが、その主張は全て棄却されました。なおも控訴して争おうとしています。

こうした会社の態度をかえさせるために、引き続きたたかいをすすめます。

全て否定された会社の主張

①正当な要求を「不当な目的実現」とねじ曲げ

会社は、組合員国定が、「正当な出向命令を拒否することを目的に」地域労組に加入して「不当な目的を実現しようとしている」とし、「団体交渉申入れは権利の濫用である」ので、「拒否する正当な理由があった」と主張。

県労委命令も判決も地域労組には会社と「団体交渉を行う権利が保障されている」、国定には「労働組合選択の自由があり」、「自己の目的を実現するために」地域労組に「加入することも問題とならない」と会社の主張を切り捨てています。

②「適法に解雇したので職場復帰は不可能」

「県労委、裁判で解雇理由は説明済み」「和解を拒否しており、団交は無意味」と詭弁

上記の会社主張については、判決は「解雇の有効性については」訴訟で係争中であり「救済利益」が無かったとはいえ、命令は有効。県労委、裁判で説明していたことで、団交を「実現不能とする事情とはならない」、和解が不成立でも団交が「無意味」とはならないと認定。

③「団交申入の内容が義務的団体交渉事項であ

ることのみで判断している審理不尽」との詭弁

この会社の主張も、県労委の「判断過程に審理不尽の違法」は認められないと断定。

④休職からの「職場復帰に関する団交」と「解雇撤回の団交」を同時に命じることが違法と詭弁

判決は「解雇撤回の実現又は解雇の有効性が否定されない限り」「職場復帰について考える余地はないが、そうであるからといって」「同時に命じることが違法」ではないと判断。

憲法や労働組合法が保障している労働者や労働組合の権利を認めずにねじ曲げ、詭弁を弄して、居直る会社の態度です。

地域労組は、こうした会社に対して「今後このような行為を繰り返さないようにいたします。」との誓約文書を会社門前に張り出すこと（ポストノティス）を求めて中労委に不服申立をして、たたかっています。



はたらくみんなの助けあいが、
安心をつくる。
それが全労連共済です。

全
労
連
共
済
の
パ
ン
を
同
封
し
て
い
ま
す。
読
ん
で
下
さ
い

